明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍群馬県太田市世良田町一一六五番地一、最後の住所群馬県太田市世良田町一一六五番地　被相続人　亡　河田喜久男

右被相続人は平成三十年一月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十三日前橋家庭裁判所太田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

福岡県福岡市東区千早六丁目一番三四―二〇九号　相続財産管理人　河田　保

限定承認公告

本籍三重県亀山市阿野田町一〇九五番地一二、最後の住所三重県鈴鹿市岡田三丁目二五番七号市営岡田団地Ｂ棟四八二―二〇号室　被相続人　亡　田代　秀規

右被相続人は平成二十八年五月十三日死亡し、その相続人は平成三十年五月八日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十二日

佐賀県佐賀市紺屋町五―三　相続財産管理人　伊藤　淳子

新設分割公告及び吸収分割公告

昭和ブリッジ販売株式会社（甲）は、新設分割により新設する株式会社内山商会ホールディングス（住所静岡県掛川市城西一丁目一五番一〇号）に対して甲の株式会社内山商会（乙）にかかる株式管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました（以下、かかる新設分割を「本新設分割」といいます。）。

また、本新設分割により株式会社内山商会ホールディングスが成立したこと等を条件として、甲及び乙は吸収分割して、甲は乙のアルミ製品の製造事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました（以下、かかる吸収分割を「本吸収分割」といいます。）。

本新設分割又は本吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月十日
掲載頁　五十八頁（号外第一〇〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月十日
掲載頁　五十九頁（号外第一〇〇号）

平成三十年五月二十二日

静岡県掛川市城西一丁目一五番一〇号　（甲）昭和ブリッジ販売株式会社　代表取締役　内山　隆

静岡県掛川市城西一丁目一五番一〇号　（乙）株式会社内山商会　代表取締役　内山　隆

債権申出の公告

当社は、平成三十年四月二日に日本における保険業を廃止したことに伴い、同日をもって外国生命保険業免許の効力を失いました。よって、当社の日本支店は清算手続に入ることになりましたので、当社に債権を有する方は、平成三十年七月二十二日までにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十二日

東京都千代田区大手町一丁目一番一号大手町パークビルディング　アンダーソン・毛利・友常法律事務所　アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロンバス日本支店　清算人　井出　ゆり

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千三百三十八万六千七百五十七円減少し、金五十二億六千三十九万三千二百十一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成三十年三月二十七日付官報の号外第六十六号一一九頁に掲載されているとおりです。

平成三十年五月二十二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地　さくら綜合事務所内　ＡＰ　ＪＮＷＴ特定目的会社　取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七十八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000667/v27w/

平成三十年五月二十二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　ジーエイト新富町Ⅱ特定目的会社　取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は http://www.asa-epn.jp/ir/00000500/ebsi/に掲載されています。

平成三十年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ｔｅｎｊｉｎ１特定目的会社　取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成三十年六月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成三十年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　Ｔｅｎｊｉｎ１特定目的会社　取締役　松澤　和浩

正誤

平成二十九年十二月二十七日（号外第二百八十三号）公布環境省令第三十号（汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

八ページ一七行目「平成二十二年環境省令第十号」は「平成二十一年環境省令第十号」の誤り。

九ページ改正後欄終りから一〇行目の次に次を加える。

（届出を要する汚染土壌処理業に係る変更）

第十条　法第二十三条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　第二条第二項第二十三号に掲げる書類に記載した事項

九ページ改正前欄終りから一〇行目の次に次を加える。

（届出を要する汚染土壌処理業に係る変更）

第十条　法第二十三条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　第二条第二項第二十一号に掲げる書類に記載した事項

二四ページ改正後欄様式第十中「届出者」を「申請者」に、「汚染土壌処理業許可証」を「汚染土壌処理業許可証」に改める。

ページ	段	行	誤	正
九一	上	一二	ＮＶ３―３２６	ＮＶ―１１８５
〃	〃	一四	ＮＶ３―３２７	ＮＶ―１１８６
〃	〃	一六	ＮＶ３―３２８	ＮＶ―１１８７
〃	〃	一八	ＮＶ３―３２９	ＮＶ―１１８８
〃	〃	二〇	ＮＶ３―３３０	ＮＶ―１１８９
〃	〃	二二	ＮＶ３―３３１	ＮＶ―１１９０
〃	〃	二四	ＮＶ３―３３２	ＮＶ―１１９１
〃	〃	終りから一四	ＮＶ３―３３３	ＮＶ―１１９２
〃	〃	一二	ＮＶ３―３３４	ＮＶ―１１９３
〃	〃	一〇	ＮＶ３―３３５	ＮＶ―１１９４
〃	〃	八	ＮＶ３―３３６	ＮＶ―１１９５
〃	〃	六	ＮＶ３―３３７	ＮＶ―１１９６

平成三十年四月二日（号外第七十四号）経済産業省・国土交通省・環境省告示第十五号（特定特殊自動車の型式の届出があった件）

（原稿誤り）

同日（同号外）経済産業省・国土交通省・環境省告示第十六号（同）

（原稿誤り）

九一	上	終りから三	ＮＶ３―３３８	ＮＶ３―３２６
〃	〃	一	ＮＶ３―３３９	ＮＶ３―３２７

◉号外　五月二十二日付第一〇八号
月十六日付衆会第九号四〇

六四ページ●同日付政府調達第九三号二四ページ●三ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）